

2023年度 農林水産省 選考採用試験（総合職係長級（技術系）） 受験案内

1. 職務内容

農林水産省所管行政に関する政策の企画及び立案に関する業務を担当する係長相当職員として採用します。

（主な担当業務（採用区分））

- ・ 農業技術系：農業・食料関係全般（生産振興、研究開発支援、食品安全、輸出促進、環境政策など）
- ・ 農業工学系：農村振興全般（農業農村整備、農村地域づくり（農泊、鳥獣対策等）など）

※ 採用後は、国家公務員採用総合職試験合格者相当として任用されます。

※ 総合職と一般職の併願は可能ですが、総合職（農業工学系）を希望する場合は、一般職（農業土木・調査計画系）のみ併願可能です。

2. 求める人材

- （1）農林水産業という幅広いフィールドで、ピンチをチャンスに変えていく、広い視野と問題意識、そしてチャレンジ精神を持つ者
- （2）幹部候補生として、我が国の将来の在り方をデザインし、政策の企画立案を行うことができる者
- （3）公務に対する強い関心と、全体の奉仕者として働く熱意を有する者
- （4）困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力及び表現力を有する者
- （5）適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- （6）職務遂行上必要となる外国語（英語）能力を有する者

3. 応募資格

◇大学卒業後、民間企業、官公庁、国際機関、研究機関等において勤務した経験が採用時において通算3年以上となる者。

※当該資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には勤務証明書等を御提出いただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんので御注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

※ 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- （1）日本の国籍を有しない者
- （2）国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他の執行を受けることがなくなるまでの者

- 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
 - 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3)平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）
- (4)採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者

4. 給与・手当

◇給与は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）に基づき支給されます。俸給は、学歴、経験年数等を勘案して算定します。

◇手当として、

- ・ 地域手当（（本俸及び扶養手当に対して支給）東京都特別区20%）
- ・ 本府省業務調整手当：本府省の業務に従事する者に対し、行政職俸給表（一）3級で月額17,500円
- ・ 扶養手当（配偶者月額6,500円、子（22歳以下）一人につき月額10,000円（15歳から22歳の間は一人につき月額5,000円加算））
- ・ 住居手当（家賃月額61,000円以上の場合、月額28,000円）
- ・ 通勤手当（定期券相当額（1か月当たり55,000円限度））
- ・ 超過勤務手当（俸給及び地域手当に応じた単価で支給）
- ・ 期末・勤勉手当（ボーナス）（年2回（6月、12月）4.5ヶ月分）
- ・ 単身赴任手当（人事異動に伴う場合に限る（新規採用時は対象外）。100km以上300km未満38,000円、300km以上500km未満46,000円など距離に応じた額）等があります。

（参考）モデル給与例

本省係長級（30歳）・・・基本給（月額）約37万円（俸給＋地域手当＋本府省業務調整手当）
年収約620万円（期末・勤勉手当含む）

※超過勤務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当は含まれておりません。

※上記モデル例は、参考であり、実際の算定にあたっては、個人の経歴等や業務内容を踏まえて算定することになります。

5. 勤務時間・休暇

◇勤務時間は1日7時間45分、原則として土・日曜日及び祝日等の休日は休みです。

◇休暇は、年20日の年次休暇（5月1日採用の場合、採用の年は13日。残日数は20日を限度として翌年に繰越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季、結婚、出産、忌引、ボランティア等）、介護休暇等があります。

◇また、ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の両立）支援制度として、育児休業制度等があります。

6. 勤務地

本省（採用後、本省以外の勤務地（地方農政局等の地方機関など）となる場合があります。）

7. 赴任旅費

採用に伴い、住所又は居所を移転（引越）した場合、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114号）に基づき、赴任旅費が支給されます。なお、同居人が扶養親族でない場合は、赴任旅費の一部が支給されません。

また、個人の事情による引越の場合は支給されません。

8. 選考日程、選考方法及び試験地

(1) 選考日程

受付期間	12月11日（月）～1月14日（日）
第1次選考合格発表	1月26日（金） ※合格者にのみメールで通知します。
第2次選考	2月5日（月）～2月9日（金）のうち指定する1日
最終合格発表	2月9日（金） ※合格者にのみ電話またはメールで通知します。

(2) 選考内容

選考	内容
第1次	・ 書類選考（経歴評定） ・ 論文試験（職務経験等に関する論文により、政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第2次	・ 面接試験（人柄、対人能力等についての試験）

※このほか、適性検査（Webテスト（言語・数理・性格））を受験いただく可能性があります。

(3) 試験地

第2次選考は農林水産省本省（住所：東京都千代田区霞が関1-2-1）で実施します。

9. 採用予定数

若干名

10. 採用予定時期

原則、2024年4月1日以降

（採用予定日は採用者の事情もふまえて御相談させていただきます。）

11. 応募について

【応募方法】

応募の完了には(1)フォーム回答(2)書類提出の2つが必要となります。

以下記載の方法以外での応募（指定外の様式での提出や郵送等）は受け付けません。

(1) フォーム回答について

農林水産省マイページ（※）作成後、マイページ上にて【1】①エントリーフォームへの回答をお願いいたします。

(2) 書類提出について

農林水産省マイページ（※）作成後、マイページ上にて【1】②書類提出より提出をお願いいたします。

（※）農林水産省マイページの作成は以下リンクから可能です。

https://maff-recruit.snar.jp/jobboard/detail.aspx?id=D4A3voRYVNAbAUQ_0nykAg

【必要書類】

① 身上書（別紙様式1）：Word形式、PDF形式の2種類のファイル

② 職務経歴書及び小論文（別紙様式2）：Word形式、PDF形式の2種類のファイル

※ 職務経歴書については、これまでの職務経歴について、期間、業務内容（担当業務の詳細、実績等）やポジション（職位や部下の数等）を御記載ください。

ファイル名：「シメイ氏名_様式1または2（総合職／一般職／総合職・一般職）」

（例1）総合職単願で、氏名が「農林太郎」、様式1の場合は「ノウリントロウ農林太郎_様式1（総合職）」

（例2）総合職・一般職併願で、氏名が「農林花子」、様式2の場合は「ノウリンハナコ農林花子_様式2（総合職・一般職）」

12. その他

◇ 業務説明会への参加推奨

受付期間中、農林水産省本省及び各地方農政局等において、業務説明会を開催します。業務内容についての御理解を深めていただくため、説明会に御参加いただいた上で御応募いただくことを推奨いたします。

説明会の開催情報については、下記の農林水産省ホームページを御覧ください。

（農林水産省ホームページ）

https://www.maff.go.jp/j/joinus/recruit/keiken/senkou_sogogijutsu.html#seminar

13. 問い合わせ先

大臣官房秘書課企画第1班

担当者：日笠、児島、早津、池下

住所：〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

電話番号：03-6744-2001

メールアドレス：saiyou_kanbou@maff.go.jp